

償却資産の評価に関する質疑応答集
(平成 20 年度税制改正関係)

問 1 平成 20 年度税制改正において行われた耐用年数省令の改正は、どのような内容だったか。

(答) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成 20 年財務省令第 32 号)」は、平成 20 年 4 月 30 日に公布、施行されたが、その主な内容は、機械及び装置を中心として、実態に即した使用年数を基に、資産区分を整理するとともに法定耐用年数の見直しが行われたものである。このうち、固定資産税における償却資産の評価に関連する改正事項としては、次のとおりである。

- ① 別表第 1 「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」関係
 - ・ 構築物に「農林業用のもの」を追加するとともに、同じく構築物の「金属造のもの(前掲のものを除く。)」に「露天式立体駐車設備」を追加
 - ・ 器具及び備品の「11 前掲のもの以外のもの」に「きのこ栽培用ほだ木」及び「無人駐車管理装置」を追加
- ② 別表第 2 「機械及び装置の耐用年数表」関係

機械及び装置の資産区分について、日本標準産業分類の中分類を基本とする大括り化を行い、従前の 390 区分を 55 区分に改正するとともに、法定耐用年数の見直しを実施(別添「別表第二 機械及び装置の耐用年数表における新旧資産区分の対応関係表」参照のこと。)
- ③ 別表第 5 「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」

旧別表第 5 「汚水処理用減価償却資産の耐用年数表」と旧別表第 6 「ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表」を統合し、新たに別表第 5 「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」に改正
- ④ その他
 - ・ 旧別表第 7 「農林業用減価償却資産の耐用年数表」を資産区分の見直しにより別表第 1 及び別表第 2 に統合・整理して削除
 - ・ 旧別表第 8 「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」を別表第 6 に改正

問 2 今回改正された耐用年数省令に基づく耐用年数を用いて行う償却資産の評価は、いつから行うことになるのか。

(答) 固定資産評価基準の一部改正が、平成 20 年 9 月 22 日付け総務省告示第 535 号

により行われ、平成21年度分の固定資産税から適用されたところであり、改正後の耐用年数省令に基づく耐用年数（以下「改正後の耐用年数」という。）を用いた償却資産の評価は、平成21年度分の固定資産税から行うこととなる。

なお、国税においては、個人の平成21年分以後の所得税、法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む。）の平成20年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（同条第12号の7の4に規定する連結法人をいう。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、個人の平成20年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例によることとされているところである。

問3 改正後の耐用年数を用いて評価を行う償却資産は、例えば平成20年1月2日以後に取得した新規取得資産だけなのか、それとも既存資産も含めすべての資産となるのか。

(答) 今回の耐用年数省令の改正に伴い改正された固定資産評価基準に基づく償却資産の評価は、平成21年度分の固定資産税から行うこととされているため、平成21年度の固定資産税に係る賦課期日（平成21年1月1日）において課税対象となる償却資産については、すべて改正後の耐用年数を用いて評価することとなる。

問4 改正後の耐用年数を用いた具体的な計算例を示してほしい。

(答) 改正後の耐用年数を用いた償却資産の具体的な評価方法について、平成21年度分の例を示すと、次のとおりとなる。

① 既存資産（平成20年1月1日以前に取得された資産）

改正前の耐用年数により算定した前年度（平成20年度）の評価額から、当該評価額に改正後の耐用年数に応ずる減価率を乗じて得た額を控除した額

② 新規取得資産（平成20年1月2日から平成21年1月1日までに取得された資産）

当該償却資産の取得価額から、当該取得価額に改正後の耐用年数に応ずる減価率の2分の1を乗じて得た額を控除した額

なお、既存資産について、次のような前提条件の下での各年度の固定資産税の評価額は、以下のとおりとなる。

<前提条件>

業種：自動車製造業（年1回3月決算）

設備の種類：別表第二「23 輸送用機械器具製造業用設備」の9年

※ 改正前は「旧 275 自動車製造設備」の10年

取得日：平成15年4月1日

取得価額：100,000,000円

耐用年数10年の減価率の2分の1の率(0.103)で評価					耐用年数10年の減価率(0.206)で評価			
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目			
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度			
取得価額 前年度評価額	100,000,000	89,700,000	71,221,800	56,550,109	44,900,786			
控除額	10,300,000	18,478,200	14,671,691	11,649,323	9,249,562			
当年度評価額	89,700,000	71,221,800	56,550,109	44,900,786	35,651,224			
	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
取得価額 前年度評価額	35,651,224	27,594,047	21,357,792	16,530,931	12,794,940	9,903,283	7,665,141	5,932,819
控除額	8,057,177	6,236,255	4,826,861	3,735,991	2,891,657	2,238,142	1,732,322	1,340,817
当年度評価額	27,594,047	21,357,792	16,530,931	12,794,940	9,903,283	7,665,141	5,932,819	5,000,000
耐用年数9年の減価率(0.226)で取得価額の5%まで評価								

問5 今回の耐用年数省令の改正を受け、平成21年度分の固定資産税から償却資産の評価を行うに当たっては、市町村の事務処理においてどのような点に留意する必要があるのか。

(答) 改正後の耐用年数を用いた償却資産の評価は、平成21年度分の固定資産税から行うこととされ、また、新規取得資産だけでなく、既存資産も含めたすべての資産が対象となることから、市町村においては、特に次の事項に留意して事務処理を行う必要がある。

- ① 法人については、法人の事業年度によって改正後の耐用年数を用いた償却資産の評価の実施時期が左右されるものではないこと。
- ② 耐用年数の適用誤りに基づく耐用年数の修正の場合と改正後の耐用年数を適用する場合とでは評価額の計算方法が異なり、前者の場合には、修正が必要な資産についてそれぞれの取得時に遡って再評価することとなるのに対して、後者の場合には、問4のとおり前年度（平成20年度）の評価額を基に改正後の耐用年数

を用いて評価することとなるので、両者を区分できるよう所有者から申告させる必要があること。

- ③ 全資産申告（企業電算申告）を行っている所有者に対しては、システム上の計算方法に関して、前年度（平成20年度）の評価額を基に改正後の耐用年数を用いて当年度（平成21年度）の評価額を求める方法によらなければならない旨を十分周知すること。
- ④ 増減資産のみの申告を行っている所有者に対しては、既存資産について、改正後の耐用年数によって申告する必要があることから、耐用年数省令の改正内容や具体的な償却資産の評価の計算例等について十分に周知すること。
- ⑤ ④に関しては、特に、所有者へ送付する償却資産種類別明細書（地方税法施行規則第26号様式別表1（提出用））等に、既存資産について市町村の償却資産課税台帳に登録されている耐用年数を印字した上で、改正後の耐用年数を所有者に確認するといったことが、適正な課税を行う上で必要と考えられること。
- ⑥ 市町村の電算システムについては、平成20年度の評価額を基に変更後の耐用年数を用いて平成21年度分の評価額計算を行うことが必要となることから、システム改修を伴う場合には、所有者への申告書の送付や申告書の受付事務に間に合うよう準備を進める必要があること。

問6 個々の「機械及び装置」が耐用年数省令の別表第2に掲げる「設備の種類」のいずれに該当するかについて、どのように判断するのか。

(答) 国税庁作成の「耐用年数等の見直し（平成20年度税制改正）に関するQ&A（平成20年7月）」によれば、ある機械及び装置が耐用年数省令の別表第二に掲げる設備の種類いずれに該当するかについては、基本的には法人の業種で判定するのではなく、その設備がどの業種用の設備に該当するかにより判定するものであり、例えば、自動車部品製造業者が従業員の福利厚生施設として厨房設備を有する食堂を設けており、その厨房設備の構成や使用状況が、通常、飲食店で使用されている厨房設備と同様の構成、使用状況である場合には、耐用年数省令別表第二の「48 飲食店業用設備」に該当するものとされている。

また、改正前の「209 石工品又は擬石製造設備（耐用年数12年）」が、改正後では「5 家具又は装備品製造業用設備（耐用年数11年）」及び「13 窯業又は土石製品製造業用設備（耐用年数9年）」となっているように、複数の設備の種類に分かれたものもある。

したがって、償却資産の評価において用いることとされた耐用年数が、これらの点に留意して設定されたものであるかを、償却資産の所有者に対し十分確認する必要があるとともに、これらの周知が必要である。

問7 上記のほかに、耐用年数省令の改正を踏まえて実務上留意すべきことはないか。

(答) 中古資産について、その耐用年数を簡便法（耐用年数省令3①Ⅱ）により算定している場合において、その後、当該中古資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、税務会計上、改正後の耐用年数省令の規定が適用される最初の事業年度において、改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することが認められている（耐用年数の適用等に関する取扱通達1-5-7）。

このため、税務会計において簡便法により耐用年数を再計算した場合においては、償却資産の評価においても、今回の改正後の耐用年数を基礎に簡便法により再計算された耐用年数が用いられることとなる。